上天草市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例

平成16年７月１日条例第204号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第１項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理について、法第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者に管理を行わせる公の施設）

第２条　指定管理者に管理を行わせることのできる公の施設については、それぞれの公の施設の設置及びその管理に関する条例の定めるところによる。

（指定管理者の指定の申請）

第３条　指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体等」という。）は、規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、管理を行おうとする公の施設を管理する市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）に市長等が定める期間内に申請しなければならない。

（１）　指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書

（２）　定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類

（３）　法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

（４）　指定を受けようとする公の施設の管理に関する業務の収支予算書

（５）　その他市長等が別に定める書類

２　前項の申請に関して必要な事項は、あらかじめ、市長等が公告する。

（選定基準）

第４条　市長等は、前条第１項の規定による申請があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）として選定するものとする。

（１）　事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

（２）　事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

（３）　事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

（４）　その他市長等が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

（指定管理候補者の選定の特例）

第５条　市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２条の規定によらず指定管理候補者を選定することができる。

（１）　第３条第１項の規定による申請がなかったとき、又は前条の選定の結果指定管理候補者となるべき団体等がなかったとき。

（２）　指定管理候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたとき。

（３）　指定管理者が、法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。

（４）　公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できると思慮するときは、本市が出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

２　前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長等は、選定を行おうとする団体等と協議し、第３条第１項各号の書類の提出を求め、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

（協定の締結）

第６条　市長等は、法第244条の２第６項の規定により議会の議決を経て指定管理者の指定を行うときは、指定管理候補者と当該公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

２　前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

（１）　第３条第１項第１号の事業計画書に記載された事項

（２）　法第244条の２第７項の事業報告書に関する事項

（３）　市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項

（４）　指定の取り消し及び管理の業務の停止に関する事項

（５）　管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

（６）　その他市長等が別に定める事項

（指定管理者の指定等の告示）

第７条　市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

２　前項の規定は、法第244条の２第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合に準用する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。